

少年のインターネット利用環境整備庁内推進会議設置要項

（目 的）

第1条 少年のインターネット利用環境整備庁内推進会議（以下「庁内推進会議」という。）は、少年のインターネット利用環境の整備について、庁内における検討及び意見調整等を行うことを目的とする。

（構 成）

第2条 庁内推進会議は、別表に掲げる関係課をもって構成する。

2 庁内推進会議に議長を置く。

3 議長は、環境生活部県民生活局くらしの安全推進課長とする。

（会 議）

第3条 庁内推進会議は議長が招集し、これを主宰する。

2 議長に事故あるときは、環境生活部県民生活局くらしの安全推進課審議員又はこれに代わるべき者がその職務を代理する。

3 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の職員等の出席を求めることができる。

（検討事項）

第4条 庁内推進会議は、少年のインターネット利用環境整備に資するため、次に掲げる事項について検討を行う。

(1) 広報啓発に関すること。

(2) 熊本県青少年安全・安心ネット利用促進連絡会からの意見・要望に関すること。

(3) その他必要な事項に関すること。

（庶 務）

第5条 庁内推進会議の庶務は、環境生活部県民生活局くらしの安全推進課において行う。

（雑 則）

第6条 この要項に定めるもののほか、庁内推進会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成25年4月23日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月13日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年7月12日から施行する。

別 表

総務部	私学振興課
健康福祉部	子ども未来課 子ども家庭福祉課
環境生活部	くらしの安全推進課
教育庁	教育政策課 社会教育課 学校安全・安心推進課
警察本部	生活安全部生活安全企画課